

# 大学と損害保険 ⑦

## ～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

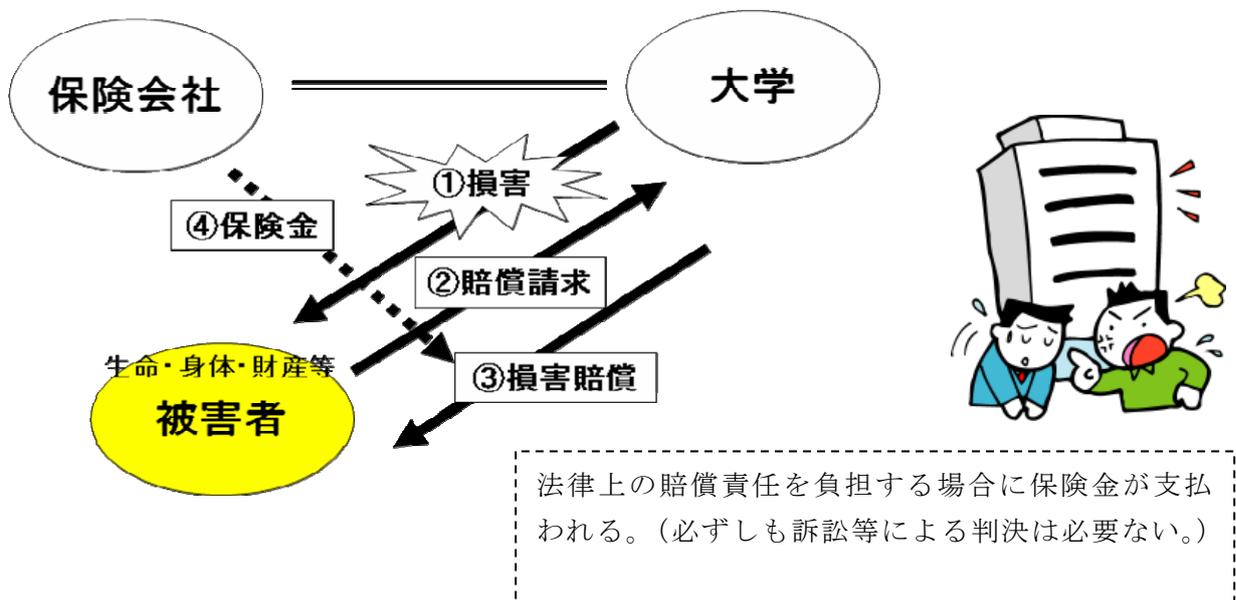
### 賠償責任保険のポイント①

前回、前々回の2回にわたり財産保険のポイントをご説明しましたが、今回は賠償責任保険のポイントをご説明いたします。

#### 賠償という損害を補償する保険

財産保険は、火災等の発生により建物や機器が被害を受けるという直接的な損害を補償するものですが、賠償責任保険は大学が被害者に対して賠償を行った損害を補償するものです。

①大学が損害を与える→②被害者が大学に賠償を請求する→③大学が被害者に賠償を行う→④賠償により生じた大学の損害に対して保険金が支払われる、という流れです。



#### 法律上の賠償責任

事故が起こり、大学が被害者に対して金銭を支払ったとしても、全ての場合で保険金が支払われるわけではありません。賠償する必要がない損害にまで大学が金銭を支払うことは通常は考えられませんが、例えば、反社会的団体の構成員にすごまれ、大学に責任は無いと思いつつも穏便にことを収めようとお車代を払ったような場合、保険金は支払われません。賠償責任保険では、法律上の賠償責任に基づき大学が賠償したものでなければ保険金支払いの対象とはなりません。

法律上の賠償責任といっても必ずしも訴訟等による判決を必要とはしません。被害者との示談（いわゆる和解）により賠償金をお支払いする例がほとんどです。一般的な賠償事故では、法律上の賠償責任があるか、賠償できる範囲はどこまでか、金額はいくらが妥当かを保険会社とご相談いただいた上で、被害者と示談の上、賠償金をお支払いいただき、保険会社に保険金を請求して解決、ということになります。

大学に賠償責任があるか、賠償金額は妥当か等、被害者との話し合いでは解決できないような場合、司法の判断を仰ぐことになります。

なお、自動車保険の場合には保険会社が示談交渉を代行することができますが、その他の賠償責任保険では、保険会社が被害者と直接交渉することはできません。一般の賠償責任保険では、大学の担当者は、保険会社と十分相談をしながら被害者と示談交渉を行うことになります。そして、どうしても話が折り合わず、裁判となれば、弁護士を依頼することになりますが、その場合の弁護士費用等も賠償責任保険で支払われます。

## 身体障害と財物損壊が基本

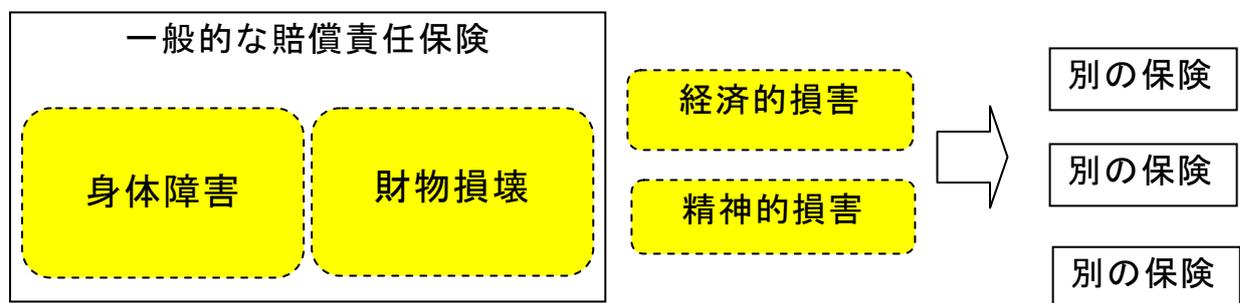
賠償事故の被害の形態には様々なものがありますが、一般的な賠償責任保険では、身体障害と財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合を補償します。

身体障害とは、ケガをさせる、それにより後遺障害が発生したり、亡くなったりするという傷害とほぼ同じ概念ですが、疾病を発病させる場合も含まれます。

財物損壊とは、そのひとが所有する財物を壊してしまったり、傷つけてしまうということで、固体、液体、気体のいずれかの有体物を指します。

例えば、大学の建物の階段が壊れ下階に転げ落ちた事故の場合、転んだケガは身体障害で、服が破れたり眼鏡が壊れた被害は財物損壊です。

したがって、一般的な賠償責任保険では、経済的損害や精神的な損害は対象とならないということに注意する必要があります。例えば、個人情報漏えいの場合には精神的な損害ということになり、個人情報漏えいに対応する賠償責任保険に加入しなければ補償されません。また、ハッカーが大学のサーバーを踏み台にしてある企業のシステムに攻撃をかけ企業の持つ情報を消去したとすると、この場合の企業の損害は財物損壊に該当しませんから、ITリスクに対応した賠償責任を補償する保険に加入しなければ補償されません。



次回予告  
クイズ

教職員が業務中に大学の建物の階段が壊れ下階に転げ落ちた事故の場合、賠償責任保険で補償されるでしょうか？